

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一六
- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 一六
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 一六
- 福島県議会 一六
- 福島県議会の保有する個人情報情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 一七
- 福島県教育委員会教育長 一七
- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 一七
- 福島県収用委員会 一七
- 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 一九
- 令和八年四月二十四日付け定例第六百六十八号中 一九

告示

福島県告示第三百三十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年五月一日救急病院として認定した。

令和八年五月十二日

名称 福島県知事 内堀 雅雄
 所在地 認定有効期限
 福島県厚生農業協同組合連合会 令和一一年四月三〇日
 白河市豊地上弥次郎二一

（地域医療課）

福島県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市東土地改良区から令和八年四月十日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

令和八年五月十二日

福島県知事 内堀 雅雄
（農村計画課）

福島県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、只見町土地改良区が只見地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年五月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年五月十三日から
同 年六月一日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

只見町役場町下庁舎

（農村計画課）

福島県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を鮫川村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

霜田栄吾 霜田熊蔵 増子清五郎 矢吹菊次 矢吹周二 関根又吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第二百三十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を泉崎村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 海上角太郎 海上学 海上清太 海上惣左衛門 海上辰吉 海上學 熊井惣右衛門 根本辰治 根本辰治 佐々木清吉 佐々木清吉 三村傳藏 山本徳太郎 山本徳太郎 室重兵衛 室兵喜 秋山日吉 秋山巳之吉 秋山巳之吉 小室ヤイ子 小林ヨシ 小林源五郎 小林勝世 小林清太郎 小林藤吉 小林徳三郎 小林平五郎 小林徳三郎 西巻平八 石塚千代松 中畑久吉 中畑市郎 中畑重郎 中畑亦市 中畑目丑藏 中野目金太郎 中野目新吉 中野目政吉 中野目清太郎 中野目清之助 中目野刃藏 白石源太郎 本柳亀治 本柳庄之助 本柳善作 木村清松 木村由之助 野崎栄吉 野崎市太郎 野崎松雄 野崎長吉 野崎長藏 野崎鶴吉 野崎文右衛門 鈴木亀藏 鈴木七之助 渡邊新三郎 三村平太郎 秋山西藏 小林清之助 野崎正志
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第二百二十七号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月十二日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

様式第一号、様式第十号及び様式第十六号中「又其住居基本台冊カード（住所記載の住所）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、令和八年六月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（議会事務局総務課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の二第一項の規定により、公金の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年五月十二日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

一 指定公金事務取扱者の名称

一般財団法人会津若松観光ビューロー

- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
福島県会津若松市追手町一番一号
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
福島県立博物館、若松城天守閣及び会津若松市隣閣の共通観覧料徴収業務
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(社会教育課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について令和八年四月二十四日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和八年五月十二日

福島県収用委員会

会長 鈴木 靖 裕

- 一 起業者の名称
福島県
- 二 事業の種類
県道会津若松三島線改築工事（阿賀川新橋梁工区・福島県会津若松市神指町大字高瀬字高瀬地内から同市神指町大字高瀬字大田地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地	地番	地目		地積(平方メートル)	実測	収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
		登記	現況			
福島県会津若松市神指町高瀬	六一番	宅地	宅地	八一七・五六	八一七・五六	収用の部分 一〇九・二〇 使用の部分 七・七〇
	六一番	宅地	宅地	三三五・二二	三三五・二二	収用の部分 八五・四四 使用の部分

- 四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間
 - 1 使用方法
本体事業の施行に伴う道路排水路を設置するに当たり、隣接する土地を掘削するため
 - 2 使用期間
権利取得裁決の日から三か月を経過した日から十か月間
- 五 土地所有者の氏名、住所及び持分
 - 1 福島県会津若松市神指町高瀬六一番
不明。ただし、登記名義人（亡）木野田源重の法定相続人である別表一の者の全部又は一部の者
 - 2 福島県会津若松市神指町高瀬六一番
 - (一) 持分二分の一 不明。ただし、登記名義人（亡）木野田源太郎の法定相続人である別表一の者の全部又は一部の者
 - (二) 持分二分の一 登記名義人（亡）木野田源八の法定相続人である別表二の者
- 六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

別表一

氏名	住所	持分
木野田 美恵子	宮城県仙台市宮城野区岩切一丁目五番二六号	四五分の二
木野田 ミツ子	福島県会津若松市神指町高瀬六一番地	九〇分の一
田沼 恵	福島県会津若松市神指町高瀬六一番地	三〇分の一
木野田 良子	福島県会津若松市一箕町松長五丁目一一番地の三 一ハーモニールあいづ三丁目七番地	四五分の二
山口 芳	福島県耶麻郡西会津町尾野本字森野甲一番地	七五分の一
小林 恵子	福島県会津若松市扇町三丁目一八番地の五	一二五分の一
田尻 智子	千葉県千葉市稲毛区小仲台三丁目二二番一―六〇 一号	一二五分の一

佐藤 明子	福島県福島市南沢又字古館二番地の二	一八〇分の
佐波古 道子	福島県喜多方市慶徳町豊岡字今町四六八番地	一八〇分の
外島 八千代	福島県喜多方市慶徳町豊岡字今町四六八番地	四五分の一
秋山 洋子	埼玉県さいたま市南区白幡一丁目一〇番一四号	四五分の二
滝口 友恵	東京都墨田区立川三丁目一番一―二〇一―二	一三五分の二
金谷 裕介	神奈川県川崎市多摩区宿河原四丁目一九番二―一五〇一―号	一三五分の二
金谷 源太郎	千葉県柏市あけぼの四丁目三番三―四一―六号	一三五分の二
山口 悌右	新潟県新潟市中央区川端町三丁目一五番地一―コープ野村川端町A八〇三―号	七五分の二
福島 可奈子	東京都小平市回田町三〇五番地の二 マージュ武蔵小金井一〇五号	一五〇分の
山口 隆久	東京都小平市花小金井五丁目三七番二五―一〇二―号	一五〇分の
山口 カツ子	東京都小平市鈴木町二丁目二〇四番地	七五分の一
山口 泰功	福島県福島市泉字前田二番地の六	七五分の二
一ノ瀬 典文	福島県いわき市小名浜島字西屋五四番地の五	七五分の一
一ノ瀬 淳	東京都狛江市東野川一丁目一六番一三―号	七五分の一
山口 順子	福島県耶麻郡西会津町尾野本字森野甲一番地	二二五分の

別表二

西牧 孝子	埼玉県川口市戸塚南四丁目三番二〇―四〇二―号 レーベンリヴァー東川口	一八〇分の
外島 江梨子	福島県会津若松市滝沢町七番一七号 アムールB三〇一―号室	一八〇分の
尾形 純子	福島県二本松市米沢字観音堂六番地	二〇分の三
原 由美	福島県福島市荒井字弥陀内一六番地の四	二〇分の三
清水 廸子	ドイツ連邦共和国 ヘッペンハイム市ウイリー・ブランド通り四二	一〇分の三

氏名	住 所	持分
木野田 美恵子	宮城県仙台市宮城野区岩切一丁目五番二六号	三分の一
木野田 ミツ子	福島県会津若松市神指町高瀬六一番地	一二分の一
田沼 恵	福島県会津若松市神指町高瀬六一番地	四分の一
木野田 良子	福島県会津若松市一箕町松長五丁目一―番地の三―ハーモニーあいづ三丁目七番地	三分の一

正 誤

ページ	行	正	誤
-----	---	---	---

一七六	上	前	縦覧
一七	七	七	覧

○令和八年四月二十四日付け定例第六百六十八号中